
ネクスト・ソリューション匿名組合

募 集 要 項

募集期間：2016年10月26日～2021年11月25日（予定）

募集者数：1200名（予定） 募集額：60億円（予定）

ネクスト・ソリューション合同会社（営業者）

ネクスト・ソリューション匿名組合
募集要項

項 目	内 容
ファンド名	ネクスト・ソリューション匿名組合（「本匿名組合」）
組成・運業者名	ネクスト・ソリューション合同会社（「営業者」）
法的類型	匿名組合
種類	貸付ファンド
出資対象	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく匿名組合員としての出資（「本事業」）
運用の方式	韓国所在の韓国法人であるクラウンホールディングス貸付株式会社（「クラウン」）への貸付
募集期間	2016年10月26日から2021年11月25日（予定）まで
募集者数	1,200名（予定）
募集額	60億円（予定）
運用期間	2016年10月26日から2022年12月31日（予定）まで
払込期間	2016年10月26日から2021年11月25日（予定）まで
契約期間	1年1カ月、又は、2年以上の1年単位の期間。但し、契約期間の終期は、運用期間の終期以前に到来するものとします。
募集単位	50万円以上1万円単位（出資金とは別に、後記の販売手数料（消費税別途）をお支払い頂きます。）
収益分配及び出資金の償還 （別表ご参照）	<p>1. 収益分配及び出資金償還の方針</p> <p>(1) 毎月15日及び末日で本匿名組合の暫定決算を行い、本匿名組合の暫定決算日現在の純資産額（「分配可能金額」といいます。）が、第2項及び第4項に規定された収益分配及び適用出資元本金額（第4項において定義されます。）の償還を行った場合の収益分配額及び適用出資元本金額の償還額の合計額を上回る場合、匿名組合員に対して第2項及び第4項に規定された収益分配額の支払及び適用出資元本金額の償還を、暫定決算日から7銀行営業日までに行います。</p> <p>(2) 分配可能金額が、第2項及び第4項に規定された収益分配</p>

及び適用出資元本金額の償還を行った場合の収益分配額及び適用出資元本金額の償還額の合計額を下回る場合には、分配可能金額を上限として、匿名組合員に対して収益分配額の支払及び適用出資元本金額の償還を行います。

その場合、分配可能金額は、第1に、適用出資元本金額の償還に充当されるものとし、分配可能金額が、適用出資元本金額の償還額を下回る場合は、当該各匿名組合員の当該暫定決算日現在の適用出資元本金額の割合に按分比例して支払われるものとし、かかる取り扱いにより支払われなかった金額については、当該各匿名組合員の未償還適用出資元本金額として累積するものとし、次の適用出資元本金額償還日以降に、上記と同様の条件の下で、支払われるものとし、かかる未償還適用出資元本金額は、第4項に規定された収益分配の対象にはならないものとし、

第2に、分配可能金額が、適用出資元本金額の償還額を上回る場合は、かかる上回る金額が、第4項に規定された収益分配に充当されるものとし、かかる上回る金額が、各匿名組合員の当該暫定決算日現在の請求金額（かかる上回る金額が、第4項に規定された収益分配を行った場合の収益分配額の合計額を上回る場合に、匿名組合員が受領することができる収益分配額。）の割合に按分比例して支払われるものとし、かかる取扱いにより支払われなかった金額については、各匿名組合員の請求金額として累積するものとし、次の収益分配日以降に、上記と同様の条件の下で、支払われるものとし、

2. 出資金の償還

適用出資元本金額は、契約期間の末日が属する月の前項の暫定決算の結果により、前項の規定に基づき、当該暫定決算日から7銀行営業日以内に償還されるものとし、「銀行営業日」とは、日本国東京において銀行が営業を行う日を意味するものとし、

3. 収益分配の対象

(1) 出資者が、各月（但し2月及び4月を除く。）の11日から25日までの期間に、出資金の払込（営業者指定の銀行口座への入金）の完了が必要です。出資金の他に、販売手数料（消費税別途）

	<p>を、本営業者又は勧誘会社（「販売手数料」の項目において定義されます。）にお支払い頂くことも必要となります。以下、本項において同様。）を行い、且つ、出資者の署名・捺印が施された匿名組合契約書及び出資申込証を営業者に提出した場合、当該払込がなされた金額（銀行送金手数料が控除された後の金額。銀行送金手数料は、出資者の負担とします。以下、本項において同様。）は、翌月1日より、第1項及び第4項の規定に従い、収益分配の対象とします。</p> <p>(2) 出資者が、各月（但し2月及び4月を除く）の26日から翌月10日までの期間に、出資金の払込を行い、且つ、出資者の署名・捺印が施された匿名組合契約書及び出資申込証を営業者に提出した場合、当該払込がなされた金額は、翌月16日より、第1項及び第4項の規定に従い、収益分配の対象とします。</p> <p>(3) 出資者が、2月又は4月の11日から23日までの期間に、出資金の払込を行い、且つ、出資者の署名・捺印が施された匿名組合契約書及び出資申込証を営業者に提出した場合、当該払込がなされた金額は、翌月1日より、第1項及び第4項の規定に従い、収益分配の対象とします。</p> <p>(4) 出資者が、2月又は4月の24日から翌月10日までの期間に、出資金の払込を行い、且つ、出資者の署名・捺印が施された匿名組合契約書及び出資申込証を営業者に提出した場合、当該払込がなされた金額は、翌月16日より、第1項及び第4項の規定に従い、収益分配の対象とします。</p> <p>4. 収益分配の利率</p> <p>* 以下の利率は、日本における源泉徴収税（20%（但し、2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.42%。但し、法令により税率が変更された場合は、変更後の税率による。))の金額込みの利率です。なお、収益分配額につきましては、1円未満切捨てで計算致します。</p>
<p>実用投資コース （毎月収益分配を受領するコース）</p>	<p>出資金額（又は、過去において、満足投資コースにスイッチングされたこと等に起因して収益分配額の元本（出資金額）への組入れが行われた場合は、かかる収益分配額が加算された金額（円建て）の6.5%（年率）</p>

<p>満足投資コース (1年毎又は満期時にのみ収益分配を受領するコース)</p> <p>* 満足投資コースでは、収益分配対象開始日よりの期間に応じて、右記のとおり収益分配額の計算を行います。</p>	<p>収益分配対象開始日 (第3項に規定される収益分配の対象となる初日。)より1年以内の期間</p>	<p>出資金額の7.5% (年率)</p>
	<p>収益分配対象開始日より1年を超え、2年以内の期間</p>	<p>出資金額(又は、下記の複利計算により、収益分配額の元本(出資金額)への組入れが行われた場合は、かかる収益分配額が加算された金額(円建て)) (「適用出資元本金額」という。)の8.0%(年率)</p> <p>記</p> <p>第1項(1)号の規定に拘わらず、当該1年の期間の最初の日の午前零時に収益分配額を元本(出資金額)に組入れて複利にて計算。但し、匿名組合員が1年毎に収益分配額を受取ることを選択した場合は、単利にて計算。以下、満足投資コースにおいて、同じ。</p>
	<p>収益分配対象開始日より2年を超え、3年以内の期間</p>	<p>適用出資元本金額の8.5%(年率)</p>
	<p>収益分配対象開始日より3年を超え、4年以内の期間</p>	<p>適用出資元本金額の9.0%(年率)</p>
	<p>収益分配対象開始日</p>	<p>適用出資元本金額の</p>

		より4年を超え、5年以内の期間	9.5% (年率)
		収益分配対象開始日より5年を超える期間	4年目における適用出資元本金額(出資金額に、収益分配対象開始日より4年間の収益分配額を複利で計算した金額を加えた金額)の9.5%(年率)(収益分配対象開始日より5年を超える期間においては、かかる4年目における適用出資元本金額に対して9.5%(年率)の単利にて計算します。)
中途解約	中途解約受付期間	収益分配対象開始日から1年1カ月経過以降はいつでも(但し、営業者の営業日に限りません。)解約できます(かかる解約がなされた日を、「中途解約日」といいます。)。但し、ご解約の1カ月前までに、営業者に対し、中途解約する旨のご連絡を、電子メール、郵便料金前払の郵便、ファクシミリ又は手渡しで頂くこと、及び後記の中途解約手数料が控除されたうえで中途解約金が返還されることを条件として、解約することができます。	
	中途解約上限	前記「中途解約受付期間」の記載に拘わらず、中途解約の対象となる適用出資元本金額の一暦月当たりの上限金額は、出資	

		者一人当たり、5千万円とします。
	中途解約単位	50万円以上1万円（全解約の場合は、1円）単位とします。但し、一部解約の場合は、中途解約の対象とならない適用出資元本金額が50万円以上となる範囲でのみ、中途解約することができます。
	中途解約金の支払方法及び支払予定日	営業者は、中途解約金を、中途解約日から（同日を含む。）起算して15銀行営業日以内に、出資者があらかじめ指定する銀行口座に円貨にて振込む方法により支払います。 また、中途解約金の支払にかかる送金手数料等の経費は、営業者が負担します。
	中途解約手数料	中途解約手数料（中途解約の対象となる適用出資元本金額の1%に等しい金額）及び関連する消費税を、中途解約金から控除する方法により、お支払い頂きます。
譲渡	原則として出来ません。	
本匿名組合契約の終了	<p>1. 本匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合に、何らの手続を要することなく自動的に終了するものとします。</p> <p>(1) 本事業の継続の不能。但し、営業者が出資者にその旨の通知をした場合に限りです。</p> <p>(2) 営業者につき、破産手続開始の決定があったとき。</p> <p>(3) 2022年12月31日（同日が銀行営業日でない場合は前銀行営業日）の到来。</p> <p>2. 営業者は、(i)韓国において、金銭消費貸借契約に関して適</p>	

	<p>用される上限金利が、年 20%未満とする旨の法令が制定された場合、(ii)韓国において、かかる法令が 1 年以内に制定されることが相当程度の蓋然性を以って予想される状況が現出した場合、又は(iii)経済状況の変化により、韓国において、年率 20%程度での貸付を受入れ、且つ、返済能力を有する者をクラウンにおいて確保することが、現実的に困難であると、営業者の合理的な判断に基づき、営業者において判断した場合は、出資者に対する 14 銀行営業日以上の猶予期間を以ってなされる書面による通知を以って、本匿名組合契約を、同通知において特定された日において、終了させることができるものとします。</p> <p>3. 以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、出資者は、営業者に催告することなく、本匿名組合契約を解除することができます。</p> <p>(1) 営業者が解散の決議をしたとき、その他清算手続に入ったとき。</p> <p>(2) 営業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p>	
販売手数料	<p>営業者が勧誘した場合は営業者に対し、勧誘会社（営業者以外の、第二種金融商品取引業の登録を受けた会社、又は、それ以外の会社で、金融商品取引法に基づき、本匿名組合の出資持分の勧誘をすることができる会社であり、出資者に対して、本匿名組合の出資持分の勧誘をした会社を、「勧誘会社」といいます。）が勧誘した場合は営業者又は勧誘会社に対し、出資金額の 3 % を上限とする販売手数料（消費税別途）を、出資金額とは別に、お支払い頂きます。</p>	
スイッチング	スイッチングの対象	<p>実用投資コースから満足投資コースへのスイッチング及び満足投資コースから実用投資コースへのスイッチングが可能です。</p>
	スイッチングの取扱日	<p>実用投資コースから満足投資コースへのスイッチング及び満足投資コースから実用投資コースへのスイッチングは、収益分配対象開始日の翌年応当日以降、毎年 of 応当日（適用出</p>

		<p>資元本金額弁済の期日を除きます。)に行うことができます。但し、上記何れの場合でも、スイッチングの1か月前までに、営業者に対し、スイッチングする旨のご連絡を、電子メール、郵便料金前払の郵便、ファクシミリ又は手渡しで頂いた場合にのみ、スイッチングすることができます。</p>
	<p>スイッチング手数料</p>	<p>スイッチング手数料は、かかりません。</p>
<p>費用</p>	<p>運用期間中に本匿名組合から支払われる手数料及び費用等の概略は以下のとおりです。</p> <p>1. 営業者への報酬</p> <p>(1) 本事業（本匿名組合の出資の対象となる事業をいいます。）及び他のTKsの事業（本匿名組合の匿名組合契約と類似する匿名組合契約を営業者との間で締結した者を匿名組合員とする匿名組合を「他のTKs」といい、営業者が、他のTKsの出資金を、クラウンが韓国内において行う貸金業に、貸付の形式で投資する事業を「他のTKsの事業」といいます。以下同じ。）に係る営業者に対する報酬（下記の「その他の費用」は、含まれません。）は、毎月末日で行われる本匿名組合の暫定決算の決算日現在における本匿名組合の匿名組合員及び他のTKsの匿名組合員の適用出資元本金額合計額が、1億円以上2億円未満の場合は月額60万円、2億円以上3億円未満の場合は月額110万円、3億円以上の場合は月額160万円とし、本匿名組合及び他のTKsの各々の適用出資元本金額合計額の割合に応じて按分比例で、本匿名組合及び他のTKsの財産より支払います（当該適用出資元本金額合計額が1億円未満の場合は、営業者に対するかかる報酬は支払われません。）。</p> <p>なお、この報酬額は、分配可能金額を以って、上記「収益分配及び出資金の償還」欄の第4項において規定された収益分配、及び同欄第2項において規定された適用出資元本金額の償還が、100%遅滞なくなされることが阻害されない限度で、営業者によ</p>	

り、その合理的な裁量に基づき、変更されることがあります。

(2) 営業者は、本事業に係る、クラウンと営業者との間の金銭消費貸借契約に基づき営業者が受取る利息から、(i)営業者が、本匿名組合の匿名組合員に対する収益分配に充当する金銭を得るために設定された利率に基づいて営業者が受取る利息、(ii)本事業に係る、クラウンと営業者との間の金銭消費貸借契約に基づき営業者が受取る利息に対して課される韓国における源泉徴収税の額に等しい金額、及び(iii)前記(1)に規定される報酬（もし、あれば）を控除した金額（「スプレッド利息残額」という。）が、分配可能金額を以って、上記「収益分配及び出資金の償還」欄の第4項において規定された収益分配、及び同欄第2項において規定された適用出資元本金額の償還が、100%遅滞なくなされることが阻害されない限度で、本事業に係る営業者に対する報酬として、営業者に支払われるものとします。

(3) 本匿名組合の毎会計年度の決算日において、本匿名組合の純資産額が、同決算日現在の匿名組合員の適用出資元本金額合計額、及び、同決算日現在の上記「収益分配及び出資金の償還」欄の第4項において規定された収益分配額との総合計額を上回る場合は、その上回った金額が、翌会計年度において、営業者に本事業に係る報酬として支払われるものとします。

なお、かかる報酬金額は、翌会計年度において、上記「収益分配」欄の第4項において規定された収益分配、及び同欄第2項において規定された適用出資元本金額の償還が、100%遅滞なくなされることが阻害されないことを目的として、営業者により、その合理的な裁量に基づき、減額されることがあります。

2. その他の費用

本匿名組合運営費用、本匿名組合の財産の運用にかかる費用、各種送金にかかる手数料、弁護士、公認会計士及び税理士その他の専門家費用並びに法令等の変更時にかかる費用等が、合理的と考えられる範囲内で、本匿名組合の財産から支払われます。

これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に金額、上限額または計算方法を示すことができません。

収益分配及び出資金償還スケジュールの例示

募集要項の「収益分配及び出資金の償還」欄に記載の収益分配及び出資金の償還のスケジュールにつきまして、以下に例示を致します。

【例1】実用投資コース（毎月収益分配を受領）／契約期間1年1カ月

2016年10月26日~11月10日	出資金払込（出資金の他に、販売手数料（消費税別途）のお支払いも必要です。）、匿名組合契約書及び出資申込証の提出
2016年11月16日	収益分配対象開始日 ⇒同日以降、収益分配の対象期間となります。また、同日が契約期間の初日となります。
2016年12月15日	暫定決算日 ⇒同日から7銀行営業日以内に収益分配額をお支払い致します。
2017年1月15日	同上
(中略)	
2017年11月15日	暫定決算日 ⇒同日から7銀行営業日以内に収益分配額をお支払い致します。
2016年12月15日	暫定決算日且つ契約期間（1年1カ月）終了日 ⇒同日から7銀行営業日以内に収益分配額をお支払いするとともに、出資金を償還致します。

【例2】満足投資コース（満期時にのみ収益分配を受領、複利計算を適用）／契約期間3年

2016年11月11日~25日	出資金払込（出資金の他に、販売手数料（消費税別途）のお支払いも必要です。）、匿名組合契約書及び出資申込証の提出
2016年12月1日	収益分配対象開始日 ⇒同日以降、収益分配の対象期間となります。また、同日が契約期間の初日となります。
2017年12月1日 (午前零時)	契約期間2年目の初日 ⇒これまでの1年間の収益分配額を元本に組み入れます(以

	降、複利計算となります。)
2018年12月1日 (午前零時)	契約期間3年目の初日 ⇒これまでの1年間の収益分配額を元本に組み入れます。
2019年11月30日	暫定決算日且つ契約期間(3年)終了日 ⇒同日から7銀行営業日以内に、これまでの1年間の収益分配額をお支払いするとともに、適用出資元本金額(出資金及び元本に組み入れられた収益分配額の合計額)を償還致します。